**【労使協定例】**

（対象者）  
第１条　時間単位の年次有給休暇を取得できる者は、**▲▲（※1）** とする。

（日数の上限）  
第２条　時間単位で取得できる年次有給休暇の日数は、**▲日以内** **（※2）**とする。

（１日分の年次有給休暇に相当する時間数）  
第３条　時間単位で取得する場合、1日の年次有給休暇に相当する時間数は **▲時間（※3）**とする。

（取得単位）  
第４条　時間単位年休の取得は、**▲時間単位（※4）** とする。

**※注記（カスタマイズポイント）**

* ※1　「すべての従業員」「生産部門を除く従業員」など。目的による制限は不可
* ※2　「1〜5日以内」で設定
* ※3　所定労働時間に基づき算定。端数は切り上げ（例：7時間30分の場合は8時間）
* ※4　「1時間単位」「2時間単位」など実情に合わせて設定。分単位NG。

本資料は参考例です。実際の運用にあたっては、自社の実情に合わせてご調整ください。